

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1 基本方針					法第41条の2	
	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
	(2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
	(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第4条第1項）	
第2 人員に関する基準					法第41条の2第1項	
1 共生型居宅介護事業における従業者の員数【共生型独自】	共生型居宅介護事業所は、介護保険法に基づく指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であるか。	適・否		条例第4条 令3条例26	平18厚令171第43条の2第1項 平11厚令37	
2 サービス提供責任者	指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる（詳細は解釈通知による）。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第5条第2項）	
3 管理者	指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第6条）	
第3 設備に関する基準					法第41条の2第1項第2号	
設備及び備品等	指定訪問介護事業の設備基準に従い、必要な広さを有する専用の区画を設けるほかサービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	適・否		令3条例26	平11厚令37第7条	
第4 運営に関する基準					法第41条の2第1項第2号	
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第9条第1項）	
2 契約支給量の報告等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。 (3) 指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (4) 指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第10条第1項）	
3 提供拒否の禁止	指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第11条）	
4 連絡調整に対する協力	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第12条）	
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第13条）	

共生型居宅介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
6 受給資格の確認	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第14条）	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第15条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第15条第2項）	
8 心身の状況等の把握	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第16条）	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第17条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第17条第2項）	
10 身分を証する書類の携行	指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第18条）	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第19条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第19条第2項）	
12 指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第20条第1項）	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第20条第2項）	
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第21条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第21条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第21条第3項）	
	(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第21条第4項）	
	(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第21条第5項）	
14 利用者負担額に係る管理	指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第22条）	
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第23条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第23条第2項）	

共生型居宅介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
16 指定居宅介護の基本取扱方針	(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第24条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第24条第2項）	
17 指定居宅介護の具体的な取扱方針	指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第25条）	
	① 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第25条第1号）	
	② 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第25条第2号）	
	③ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第25条第3号）	
	④ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第25条第4号）	
18 居宅介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第26条第1項）	
	(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第26条第2項）	
	(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第26条第3項）	
	(4) 居宅介護計画に変更のあった場合、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第26条第4項）	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第27条）	
20 緊急時等の対応	従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第28条）	
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第29条）	
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第30条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第30条第2項）	
	(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第30条第3項）	
23 運営規程	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第31条）	
24 介護等の総合的な提供	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第32条）	

共生型居宅介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
25 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条第3項）	
	(4) 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平18厚告615）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令2年厚告5）を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条第4項）	
26 業務継続計画の策定等	(1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条の2第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条の2第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第33条の2第3項）	
27 衛生管理等	(1) 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第34条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第34条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第34条第3項）	
28 掲示	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第35条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第35条第2項）	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
29 身体拘束等の禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第35条の2第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第35条の2第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、（1）から（3）に規定されている事項が実施されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第35条の2第3項）	
30 秘密保持等	(1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第36条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第36条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第36条第3項）	
31 情報の提供等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第37条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第37条第2項）	
32 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第38条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4準用（第38条第2項）	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
33 苦情解決	(1) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第3項） 法第10条第1項	
	(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第4項） 法第11条第2項	
	(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第5項） 法第48条第1項	
	(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第6項）	
	(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第39条第7項） 社会福祉法第83条、第85条	
34 事故発生時の対応	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第40条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第40条第2項）	
	(3) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第40条第3項）	
35 虐待の防止	指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第40条の2準用）	
36 会計の区分	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第41条）	
37 記録の整備	(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第42条第1項）	
	(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の4 準用（第42条第2項）	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
38 電磁的記録等	<p>指定居宅介護事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。</p>					
		適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
		適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項	
39 共生型居宅介護事業における技術的支援【共生型独自】	共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第43条の2第2項	
第5 変更の届出等					法第46条、法第41条の2第4項 他	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2 廃止又は休止の届出【共生型独自】	(2) 共生型居宅介護事業者は、当該指定訪問介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、介護保険法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。（共生型居宅介護事業は指定訪問介護事業の廃止又は休止の届出により事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。）	適・否			法第41条の2第4項 介護保険法第75条第2項 介護保険法施行規則第131条第4項	
第6 業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、（1）において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県（又は厚生労働大臣）に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 （届出については、法人単位で行う。）	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
障害福祉サービス等情報公表制度の報告	<p>指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報（法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報）を県に報告しているか。</p> <p>（報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う）</p> <p>①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号）</p> <p>②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号）</p>	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第8	介護給付費の算定及び取扱い				法第29条第3項	
1	基本事項	(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号（報酬告示）の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価（10円）を乗じて得た額を算定しているか。（ただし、その額が現に当該指定居宅介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。）	適・否		平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項	
		(2) (1)の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否		平18厚告523二	
2	居宅介護サービス費					
	①利用者 身体介護、通院等介助 （身体介護を伴わない 場合）の利用者	(1) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業者が居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適・否		平18厚告523別表第1の 1注1	
	通院等介助（身体介護 を伴う場合）の利用者	(2) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障がい児は、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ① 区分2以上に該当していること。 ② 区分省令別表第1の認定調査票における次のイからホまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 イ 歩行 「全面的な支援が必要」 ロ 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ハ 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ニ 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 ホ 排便 「部分的な支援が必要」又は「全体的な支援が必要」	適・否		平18厚告523別表第1の 1注2 区分省令別表第1	
	家事援助の利用者	(3) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	適・否		平18厚告523別表第1の 1注3	
	②基本報酬・減算等 身体介護	(4) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の①又は②に掲げる場合は、所定単位数に代えて、それぞれに掲げる単位数を算定しているか。 ① 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 ② 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数 イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号（報酬告示）の別表「介護給付費等単位数表」の第2の1 （重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数 ロ 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごと84単位を加算した単位数	適・否 適・否 適・否		平18厚告523別表第1の 1注5 平18厚告548一 平18厚告548二 平18厚告548四 平18厚告523別表第2の 1	

共生型居宅介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
通院等介助（身体介護を伴う場合）	<p>（5）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次の①又は②に掲げる場合は、所定単位数に代えて、それぞれに掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が行った場合 次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数</p> <p>イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号（報酬告示）の別表「介護給付費等単位数表」の第2の1（重度訪問介護サービス費）に規定する所定単位数</p> <p>ロ 所要時間3時間以上の場合 633単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注6 平18厚告548一</p> <p>平18厚告548三</p> <p>平18厚告548四 平18厚告523別表第2の1</p>	
家事援助	<p>（6）家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、家事援助が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注7 平18厚告548四の二、五</p>	
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	<p>（7）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注8 平18厚告548四の二、六</p>	
通院のための乗車又は降車の介助	<p>（8）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注9 平18厚告548一、六</p>	
サービス提供責任者が初任者研修修了者の場合の減算	<p>（9）平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六の二（居宅介護職員初任者研修課程修了者等）をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注9の2 平18厚告548六の二</p>	
同一敷地内建物等の減算	<p>（10）指定居宅介護事業所の所在する建物と同一敷地内か隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する者又は1月あたりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して居宅介護を行った場合、①又は②のとおり算定しているか。</p> <p>①同一敷地内建物等に所在する者（1月あたりの利用者が50人未満の場合）または同一敷地内建物等でない建物に居住する者（1月あたりの利用者が20人以上の場合） 所定単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>②同一敷地内建物等に所在する者（1月あたりの利用者が50人以上の場合） 所定単位数の100分の85に相当する単位数</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注9の3</p>	
2人の従業者による支援	<p>（11）平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」の一に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める要件」の一</p> <p>①障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③その他障がい者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合</p>	適・否			<p>平18厚告523別表第1の1注10 平18厚告546の一</p>	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
③サービス費の算定要件	<p>(12) 居宅介護従業者が、居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の居宅介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13) 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助における個人単位で居宅介護等を受ける場合の共同生活援助サービス費の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている利用者に限る。）を除く）又は児童福祉法の障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を算定していないか。</p>	適・否			平18厚告523別表第1の1注4	
3 夜間早朝・深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否			平18厚告523別表第1の1注11	
4 特定事業所加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして県に届け出た指定居宅介護事業所が、利用者に対し、居宅介護を行った場合に、次の区分に応じて、1回につき次のいずれかの単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20 (2) 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の100分の10 (3) 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100分の10 (4) 特定事業所加算（Ⅳ） 所定単位数の100分の5</p> <p>【基準】 特定事業所加算（Ⅰ）は①～⑨の全て、特定事業所加算（Ⅱ）は①～⑤の全て、かつ⑥又は⑦及び⑧のいずれか、特定事業所加算（Ⅲ）は①～⑤及び⑨に適合しているか。 ① 全ての居宅介護従業者（登録者を含む）に対し、居宅介護従業者ごとの研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 次に掲げる基準に従い、居宅介護が行われていること。 ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 イ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。 ③ 全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 ⑤ 新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。 ⑥ 居宅介護従業者に関し、次のいずれかに該当していること。 ア 居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上 イ 居宅介護従業者の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 （上記ア・イの総数は、前年度又は算定日が属する月の前3月間の従事実績を常勤換算方法で算定） ウ 前年度又は算定日が属する月の前3月間のサービス提供時間のうち、常勤（最低週32時間）の居宅介護従業者によるサービス提供の占める割合が100分の40以上 ⑦ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従事者養成研修1級課程修了者であること。 ⑧ 1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 ⑨ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における居宅介護の利用者（障がい児を除く）の総数のうち、区分5以上の者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。</p>	適・否			平18厚告523別表第1の1注12 平18厚告543一	

共生型居宅介護

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
	特定事業所加算（Ⅳ）は、上記②～⑤と、次のア～ウのいずれにも適合しているか。 ア 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修含む）を実施又は実施を予定しているか。 イ 指定基準上、配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業者であって、配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、指定基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 ウ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障がい児を除く。）の総数のうち区分4以上の者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。					
5 特別地域加算	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住する利用者に対し、居宅介護を提供した場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第1の1注13 平21厚告176	
6 緊急時対応加算	居宅における身体介護又は通院等介助（身体介護を伴う場合）において、利用者又はその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護を緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1月に2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 緊急時対応加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、運営規定において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めているものとして県に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第1の1注14	
7 （身体拘束等廃止未実施減算）	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は基準を満たしていない場合であっても、減算しない。	適・否			平18厚告523別表第1の1注16	
7 初回加算	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った場合又は当該指定居宅介護事業所の従業者が初回若しくは初回の居宅介護を行った日の属する月に居宅介護を行った際にサービス提供責任者が同行し、同行訪問した旨を記録した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第1の2	
8 利用者負担上限額管理加算	指定居宅介護事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第1の3	
9 喀痰吸引等支援体制加算	指定居宅介護事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定不可）	適・否			平18厚告523別表第1の4	
10 福祉専門職員等連携加算	利用者に対して、指定居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者（「社会福祉士等」）に同行して、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、かつ居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日間の間、3回を限度として、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第1の4の2	
11 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定居宅介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、居宅介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）上記サービス費・加算の合計数の1000分の274に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）上記サービス費・加算の合計数の1000分の200に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）上記サービス費・加算の合計数の1000分の111に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第1の5 平18厚告543二	
13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（R元年10月～）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定居宅介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く）が、利用者に対して、居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の70に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）上記サービス費・加算の合計数（福祉・介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の55に相当する単位数	適・否			平18厚告523別表第1の6 平18厚告543三	

共生型居宅介護

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
(参照法令等) 基準関係： 報酬関係：	法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号） 平26厚令5（区分省令）： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号） 平18厚令171（指定障害福祉サービス基準、指定基準）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号） 解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第 条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号） 規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和3年愛媛県規則第18号） 平11厚令37（介護）： 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号） 令3条例26（介護）： 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第26号） 平18厚告523（報酬告示）： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号） 平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号） 平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号） 平18厚告546： 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号） 平18厚告548： 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号） 平21厚告176： 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号） 留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付障発第1031001号）					